

参 与

定刻となりましたので、ただいまから第3回農業委員会総会を開催いたします。

(午前10時00分 開会)

参 与

初めに、会長がご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

参 与

ありがとうございました。

会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。

欠席の届け出が9番、伊藤悟委員、14番、判田勝補委員から出されておりますので、ただいまの出席者は22名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

また、先ほど会長も申しあげましたように、今回から農業経営基盤強化促進法による所有権移転案件に関連し、利用調整会議に出席した担当の最適化推進委員3名の方から出席をいただいております。

それでは、私から、8月9日総会から本日までの業務報告を申し上げます。

お手元に配付しております平成29年9月総会までの業務報告書をごらん願いたいと思います。

8月9日には、第2回農業委員会総会を委員22名、最適化推進委員34名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにて開催しております。同日午後から県南地区農業委員会会長会臨時総会を大曲プラザつつみで開催し、会長、事務局が出席しております。

8月17日には、秋田県農業会議の第2回臨時総会、第8回理事会、平成29年度第1回市町村農業委員会会長会議が秋田市のメトロポリタン秋田にて開催され、会長が出席しております。

8月22日には、広報専門委員会が、委員9名の出席をいただき神岡支所2階情報活動室において開催しております。

8月25日には、市農用地利用調整会議が、菅原会長職務代理者及び最適化推進委員4名の出席をいただき神岡支所2階情報活動室において開催しております。また、同日、秋田県農業会議の第17回常設審議委員会が秋田市の秋田パークホテルで開催され、会長が出席しております。その後、県庁に赴き、秋田県都市農業委員会会長会で秋田県知事に要請活動を行っております。

8月28日には、横手市の横手セントラルホテルにおいて県南地区市町村農業委員会研修会が行われ、農業委員18名、最適化推進委員20名の参加をいただいております。

8月29日には、秋田県都市農業委員会会長会、事務局長会議が秋田市の秋田パークホテルで開催され、私が出席しております。

9月5日には広報専門委員会が、委員10名の出席をいただき神岡支所2階情報活動室において開催しております。

以上、主な業務報告でございます。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

管が埋設されており、かつ500メートル以内に大仙市立協和小学校及び協和中学校があることから、農地法施行規則第43条第1号に該当する第3種農地に区分されます。第3種農地は原則許可できることから、立地基準における許可基準を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、本案件は、7月7日開催の大仙市農業委員会総会で農振除外案件として同意いただいたものです。

議 長	事務局からの説明が終わりました。 これより、現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いします。 案件1番についてお願いします。
伊藤(隆) 委 員	4番、伊藤隆康です。 去る8月31日に事務局と現場を確認いたしました。 先ほど事務局が説明したとおりでございます。 どうかひとつよろしくご協議のほどお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 案件2番についてお願いします。
渡邊委員	18番、渡邊です。 申請地は当初、大曲工業に貸して、大曲工業が来る前に大曲中学校がありまして、そこに一本道、田んぼの中の一本道に隣接しているところでした。その後、大曲工業が建設され、この道路沿いは新たに宅地用としての造成、整備したところです。順次目的に従って宅地化しているところでもあります。ですので、何ら問題なく、まだもう少し残っていると思いますけれども、順次宅地化にしているところです。何ら問題ございません。
議 長	ありがとうございます。 続きまして、案件3番についてお願いします。
石山委員	13番、石山です。 事務局の説明のとおりでございます。特に問題があるとは思いませんので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 案件4番から7番についてお願いします。
玉井委員	11番、玉井慎太郎です。 9月4日に現地確認してきました。事務局の説明のとおり、特に問題ありません。 よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 案件8番についてお願いします。
茂木委員	3番、茂木です。 8月29日、事務局と現地を確認に行ってきました。説明のとおり、何ら問題ないと思います。 よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

参与 現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑に入ります。質疑ございませんか。
齋藤さん。

齋藤委員 1番の議案について聞きます。
事務局に聞きます。
農林振興課、もちろん書類は出しているでしょう、砂利採取の。これを決定して、よしとして許可をするのは農業委員会かもしれないけれども、この上流を見ると、井戸があります、大仙市の。水道局との関連はなされておるのか。そこら辺のあり方を教えてください。

議長 局長。

参与 ただいまの質問にお答えしたいと思います。
前にも、土井文夫さんが質問されたわけなんですけれども、大仙市で砂利採取する場合、当然砂利採取のほうの許可も受けるわけでございます。地域によっては採取の深さの設定というか規制がなされている場合がございます、中仙地域のあたりは結構、下水というか下のほうからの湧き水もありますので、20メートルとか30メートルとかという規制がございます。
ただいま齋藤委員からのご指摘のとおり、こちらのほうでも井戸があるならば、掘削によって井戸の水がとまるとか、いろんな不合理が生じる可能性がございますけれども、その部分につきましては砂利採取事業のほうで、そちらのほうで砂利採取の許可申請を出していると思いますので、その部分についてはただいま資料はございませんが、そちらのほうで審議して、よしとしているということでございますので、こちらのほうでの審議は控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長 いいですか。
齋藤委員。

齋藤委員 深さとの絡みで水道局の許可というか同意があって初めて我々は許可できるのであって、そこら辺の確認をちゃんとしてからでないと、これは許可できる案件ではないと思います。

議長 局長。

参与 許可の関係で、この法律が2つある関係で、農振とかそれからこの砂利採取の許認可というものがある場合、そちらのほうの許可が出なければうちのほうの許可も出しません。ここにおいて、農地法上で非かそれとも合かということを判断していただいて、砂利採取法のほうで許可がでなければうちのほうでは許可を出しませんので、そこら辺については大仙市の市当局のほうと農業委員会のほうで連絡調整をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

齋藤委員 なんだかよくわからないけれども、いずれ許可するのは農業委員会であって、調整で許可しないこともあるかもしれない、これもまたおかしい話で。大仙市の組織の中で、水道局もあればいろいろな組織があるから、まず打ち合わせをよくやって、これ

します。

議 長

事務局より報告願います。

参 与

報告第1号 競売による落札者への農地法第3条許可について
平成29年8月9日第2回総会において買受適格者として承認された者が下記
により落札し、農地法第3条許可申請をし許可書を交付したので、報告する。
平成29年9月7日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

参 与

38ページでございます。

平成29年8月7日第2回総会におきまして競売の買受適格者として承認されました〇〇〇〇〇〇
〇が、内小友〇〇〇〇〇〇〇の農地1筆につきまして、平成29年8月23日、競売により〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇で落札いたしました。

これを受け、平成29年8月30日、落札者の〇〇〇〇〇〇〇が農地法第3条の所有権移転許可書の
申請交付をいたしました。それを受けまして許可書を交付いたしましたので、ご報告いたします。

議 長

次に、報告第2号の「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告
について」を事務局より報告願います。

参 与

報告第2号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを
報告する。
平成29年9月7日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

参 与

それでは、39ページをごらんください。

事務所の所在地、名称、代表者名順に読み上げます。

1番、大仙市新谷地字上台31番地、株式会社夢こうじょう、代表取締役、小澤喜美男。

2番、大仙市太田町駒場字中村353番地、農事組合法人駒場南、代表理事、加藤幸政。

以上、2法人から報告がありました。詳細につきましては、40ページ以降をごらんいただきたい
と思います。

結果、2法人とも農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしております。

議 長

以上、報告といたします。

議 長

これで、本日の日程は全て終了しました。
このほか、事務局から何かありませんか。

参 与

私のほうから皆様にご報告申し上げたいと思います。
以前、6月総会時に仙北地域の齋藤久人委員から、農地の賃借料及び売買価格につ
いて質問、提言をいただきました。それにつきまして、今般、書面でもいただきました
ので、このことについて回答したいと思いますので、よろしくお願ひします。
回答する前に、農地法及び小作料、賃借料等の変革について述べさせていただきます。
農地法制定以前は、昭和13年に制定された農地調整法があり、小作料最高額の統

制や金納制度創設等が決められておりました。それで、昭和21年から25年にかけて自作農創設特別措置法が公布され、農地改革等が進み自作農が中心となり、それを受け昭和27年に農地法が制定されたものでございます。ただし、以前までの小作料最高額の統制や金納制はそのまま引き継がれております。

その後、昭和36年の農業基本法のもと、昭和37年の改正を経て、昭和45年の改正により小作料最高額の廃止、小作料標準額及び減額勧告制度を創設、また、昭和55年には定額金納の緩和がございまして、農業委員会の承認を受けた場合のみ物納を認めるということになって、それも制定されたところでございます。

さらに、平成12年の改正では定額金納制が廃止になりまして、この時点で完全に金納制一本から物納が可能になったものでございます。

また、この間、昭和45年からの標準小作料制度は継続しておりましたが、平成21年の改正により、同制度が廃止され、賃借料情報を提供するところになったところでございます。

以上のことを踏まえ、齋藤久人委員の質問等の趣旨を述べた後に、それに対してお答えを申し上げますので、よろしくお願いたします。

1つ目でございますが、青色申告をしている方が賃借料の米現物支給はあり得ないのではないかと。また、米何俵分の表記を事務局及び各支所窓口で金額に変更するように指導していただけないものではないかとというご質問がございました。

これにつきまして、冒頭にお話ししましたように、農地法の改正及び小作料制度の変革を鑑みますと、契約上、賃借料を米現物で支払うことについては何ら問題ないと考えております。農地法上の申請や農業経営基盤強化促進法での申し出等は、あくまで契約者同士の意向を反映しながら申請、申し入れをするものでありますので、その行為が農地法等に抵触する事案や、社会通念上無理があるようなものについてはこちらのほうで指導等が必要だと思っておりますが、現時点での指導等は強制できないものと考えております。申告との関連は次にお答え申し上げます。

2つ目についてでございますが、物納による賃借料支払いを農業委員会が認めることは、農業者の脱税等に加担しているのではないのでしょうか。米何俵を米何俵分の金額に変更するように望みますということですか。

この物納による支払い部分については、青色申告をしている方ということが冒頭についているのかなと思っておりますが、その件で関連してお答えしたいと思います。

青色申告制度は一般の記帳より水準の高い記帳をし、その記帳に基づき所得金額や税額を正しく計算し申告することで、所得の計算などについて有利な取り扱いが受けられる制度であり、当然皆さんもご承知のことで、大規模農家や農業法人などはみずからまたは税理士に依頼し実施していることと思われまます。その制度の中で、記帳の仕方、備えつけ記帳の内容では、帳簿の種類、業務内容により異なりますが、標準的な帳簿として現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産税課税台帳の5種類が基本であり、さらに農業を営む者の場合は、このほか農産物受払帳が必要というふうになっております。

農産物受払帳の内容を見ますと、農産物を収穫したとき、その年月日や農産物の種類、数量を記入し、さらに販売、自家消費等があったときはその取引年月日、取引先、農産物の種類などの取引内容と数量及び金額を記入しますとあります。また、青色申告勘定科目一覧表の項目の中には地代、家賃があり、小作料という欄がありまして、米などの現物は金額に換算するものとの記述がございまして、現物での取引の場合は金額に換算してくださいよということになっております。

これらを鑑みますと、青色申告でしっかり記帳し、取引の裏づけができれば、お金であろうと現物であろうと何ら問題がないものと考えられます。したがって、農業委員会が脱税に加担しているなどということではなく、無理に変更させるものではないと考えております。

齋藤委員の記述の中に、仮に10アールの収穫が10俵であるとき、庭先で袋詰めされた米が農地賃借料の名目で1俵を地主に米で支払いをする。そして地主より1俵

分の領収書をもらう。青色申告される方が農業収支の中で支出の賃借料として計上なされても、庭先で袋詰めされ地主に納められた米が農業収入である農産物として地上される方はまれであり、10俵の収穫がありながら9俵しか農業収入に計上されない方もいるのではないのでしょうかとの部分があります。

これについては農業委員会で論ずるべきではなく、あくまでも個々の申告での対応や税法上の問題でありますので、これについては農業委員会で論議するべきではないと考えております。

3つ目については、今後、農地価格の下落が懸念されることから、農地平均価格を提示し、平均価格を下回った場合は理由を明確に説明していただきたいというご提言がございました。

齋藤委員の提言は十分理解できるものだと考えております。やはり近年は多少であります農地価格の下落が続いております。ただ、公表されている各市町村の平均価格は事実ですが、パソコン上の農地ナビなどで紹介した場合、各市町村、まず1つは横手を例にとりますと、横手市なんかは10アール当たり100万円近くの農地もあれば、50万円、または5万円から10万円などのさまざまな価格の表示がされており、また、ほかの市町村も同じような表示がパソコン上に映し出されます。

総会場で幾度もお話しさせていただきましたが、対象農地の適正価格の設定は、その地域の環境や耕作状況、土壌状況等を把握している農業委員の皆さんや、契約者双方が一番把握できるものと考えられる、各案件ごとにその方々の意見、意思を尊重し、総会で上程させていただいております。そのため、一律の平均価格の提示は控えさせていただきたいと思っております。

ただ、今までもそうでありましたが、委員の皆様に対し、特殊な案件や一般的な取引より低廉な価格または高額な価格の取引については、なるべく丁寧な説明を心がけてまいりますので、よろしくご理解くださるようお願いしたいと思います。

それから、4つ目について、新組織として上記3つ目の問題にいかに取り組んでいただけるのか、会長、事務局長に伺いたいのご指摘がございました。

前の設問でも触れましたが、売買の形態が案件ごと、地域ごとに多種多様でありますので、現時点では一律な答えは出せないと考えております。今後、役員等で協議をしながら取り組んでいくべき事案だと考えておりますので、各地域の実情に詳しい委員の皆様のご協力やご提言をお願いするものであります。

以上の見解ですので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

議 長

齋藤委員、よろしいですか。

齋藤委員

回答ありがとうございます。

1番の米の現物支給、やっぱりこれから収入減少の制度がこれから変わっていきます。金額を提示されている以上は、やっぱり金額で出してくれないのか。今、米を現物というやり方ではなく、金額。現物支給をだめだと言っているわけではないです。いずれ領収書をもらうんだから、米何俵の金額をうたってくれと。農業者は米を売るんだから、米を売ったときの領収書を相手に渡す、賃借料の領収書ももらう、そういうやり方をなぜきちんとできないのかと不思議です。まず事務局の考え方はわかりましたけれども、私はこれはやっぱり是正していきたくて思っていますので、また問題提起いたします。

それと、3番の質問に、各支所ごとの優良農地、耕作不便とか、小さい、三角とか、細かい農地を、除いた当たり前の、基盤整備した、当たり前の農地の価格という、今、協和では何ぼ、太田では何ぼと、それを我々に教えてくれと、そういう思いです。そうすれば、個々の議案で出された物事に、何で安いのかという反応も出しますので、何とかそこら辺を深く、何とかひとつ教えていただきたいという思いで出しましたので、よろしく申し上げます。

議 長

事務局長。

参 与

ご提言ありがとうございました。

1つ目の部分については、まずお答えを控えさせていただきたいと思いますが、2つ目の部分につきましては、事務局、それから役員の皆様とちょっと相談しながら、一番平均的な部分とかノーマルな部分というのを提示していただきたいというのを言ったと思いますので、それについては検討させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長

よろしいですか。

齋藤委員

はい。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長

委員の皆さんからは何かありませんか。
足達さん。

足達委員

2番の足達です。新人で、よろしくをお願いします。

私、農業委員会の事務局のほうにお願いといいますか提案をさせていただきたいと思います。

皆さんご承知のとおり、総会の議事録はそれぞれ作成して提示されているところですが、ご承知のとおり、大仙市の議事録は閲覧申請をしないと、紙をもらって署名して判を押さないと見られないシステムになっています。近隣の市町村を見ますと、横手市とか秋田市はネット上ですぐ議事録が見られるようになっています。今、情報公開という中で、大仙市がそういう手続がなければ見られないというのは大変不親切なので、ぜひ事務局のほうからは、すぐ見られるような、議事録の内容を見られるようなシステムにしていいただければと思います。

それと、先ほど齋藤委員のほうから、砂利採取のことで、水が心配で、事務局のほうから回答がありましたけれども、農地法上の許可は許可でこちらは必要ですけれども、事務局としては水道局とのやりとり、調整していますという返事でしたけれども、いつ調整を計画しているのか、その前に、本来であれば水を心配していますので、そこら辺の状況、水道局からは承認を得ているというところの話までも、無理だと思いますけれども、そういう状況をつけ加えて説明していただければ親切ではないかなと思います。

それともう一つ、前回もですけれども、業務報告、事務局のほうから説明がありまして、会長は非常に多忙だと改めて認識したところですが、定例会の中身については別にあれですけれども、特にこういうことが議題になったとかという、重要な案件については、事務局のほうで、この会議ではこれが非常に議題になったよとかポイントなりを説明してもらえればと思います。

それと、これは定例なのかどうかあれですけれども、会長が行かれた県知事への要請活動とありますけれども、もしこれを文書で出したというのであれば、こういう報告書の中に添付して、皆さんに承知していただくといえますか、お知らせしていただくというような手法もあると思いますので、そのようにお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

議 長

事務局長。

参 与

どうもありがとうございました。

足達委員の質問について回答させます。

参 与

まず提案ですけれども、その提案についてちょっとうちのほうからお答えしたいと思います。

大仙市の場合は、今言われたように閲覧そのものについてはやっぱり閲覧申請していただいて、大仙市の事務局にさせていただいて見ていただくということで、平成23年8月2日に、大仙市が合併したときから見られるというふうになってございます。

今、足達委員が言ったように、県内では、25市町村あるわけなんですけれども、そのうち議事録をネット上で公開しているところが16市町村ございました。特に市では、大仙市を含めて13市ありますけれども、そのうち10市が実施しておりましたので、ただ、その内容としましては、ほとんど詳細を省略しているところや、人名や金額をカットしているところ、また、土地情報のみで人については全てカットしているところということで、さまざまな公開の仕方がございました。一概にどのような公開が適正だという判断ができかねない状態ですので。ただ、流れとしましてはネット上の公開が多くなってきているということでございますので、今後、秋田県の農業会議とか、それから関係機関の意見を聞きながら、役員会等にお諮りしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願います。

それから、2点目の砂利採取ですけれども、砂利採取の部分について、ちょっと今手元に資料がありませんけれども、以前の総会、3年か4年前の総会になりますけれども、ある委員さんが質問されたことがございます。そのときに詳しい説明をしなければならないということで、私の手元にその当時の資料がございましたので、この次の総会で皆様にそのときの詳しい内容につきましてご提示したいと思っておりますので。今後、砂利採取、特に東部のほうがすごく出てくるわけなんですけれども、当時私どもで質問された内容に対して答えを出しておりますので、そのときに委員の皆様にご提示したいと考えております。

それから、業務報告のポイントを説明してくださいということでしたので、それについてはちょっと考えさせていただきたいと思っております。

また、今、会長に聞きましたら、要請活動の内容については出してもよろしいということなので、要請活動につきましても、この後の総会のときに皆さんに書面でご提示させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

議 長

ほかにありませんか。
菅原委員。

菅原委員

1番の菅原です。

質問というより、皆さんにご要望申し上げたいと思います。

今もいろいろ議論されたわけですけれども、この砂利採取の件、ここにわかにかえってきていると思います、件数として。それで、先ほど齋藤委員からも質問等ありましたけれども、この砂利採取、非常に注意をしなければならない点があるかと思えます。特に採取された後埋め戻しをされて農地に、また再度農地利用されるという形になるわけですので、埋め戻しの際どういうものが埋め戻されるのか、また、農地になってからいろいろそういう障害が出てこないかどうか、ある程度農業委員として、特に地元の農業委員としてそこら辺はチェックしていかなければならないんじゃないかなと思います。

ここで可決して実施されていくわけですので、ひとつ農業委員としての責務というのは、許可してからあとはいいというような状況じゃなくして、ときどき現場を見て、埋め戻し等、それから再生利用できるかどうかというところのチェックを多少しなければならぬのではないかなと思いますので、ひとつお願いとご要望を申し上げたいと思います。

議 長

ほかにありませんか。
(なしの声)

ないようですので、以上をもちまして第3回大仙市農業委員会総会を閉会します。
本日はご苦労さんでした。

(午前11時20分 閉会)